

(別添 1)

## 委託業務仕様書

### 1 業務名

令和 8 年度 産業廃棄物適正処理・循環経済推進等に係る講習会企画運營業務

### 2 目的

本業務は、徳島県内における産業廃棄物処理業者及び排出事業者（以下「処理業者等」という。）に対して法知識や適正処理技術に関する研修を実施し、処理業者等の資質向上を図り、法の認識不足に起因する不適正処理の防止を図る。加えて、資源の循環利用のみならず新たな付加価値を創出する循環経済に対応した、先進技術の導入等による経営基盤の強化に向けた研修も併せて実施し、県内事業者の循環経済への機運を高め、持続可能な社会の構築を目指すことを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

### 4 業務の内容

#### (1) 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物適正処理講習会

##### ①対象者

徳島県知事の許可を受けた処理業者等

##### ②講習内容

少なくとも以下の項目を盛り込むこと。

- ・ 廃棄物処理法及び廃棄物処理の実施に関して 2 科目以上の講座を設定し、うち 1 科目は特別管理産業廃棄物に関する科目
- ・ 各種リサイクル法、アスベスト等環境関連法令に関する科目

##### ③開催日時等

契約締結後、県と協議の上決定する（講義時間 8 ～ 1 0 時間程度）。

##### ④修了証の交付

全科目を受講した処理業者等に対して、修了証を交付することとする。

#### (2) 循環経済の推進及び先進技術導入等のための事業支援講習会

##### ①対象者

徳島県知事の許可を受けた処理業者等

##### ②講習内容

以下の項目に沿った内容を出来る限り盛り込むこと。

- ・ 循環経済型ビジネス及び先進技術導入、3 R 推進に資する科目
- ・ プラスチック資源循環法を踏まえたプラスチックの資源循環に資する科目
- ・ 脱炭素と循環経済に向けた温室効果ガス排出量の削減や再資源化率向上に資する科目

- ・産業廃棄物処理等におけるドローン技術の活用や「DX（デジタルトランスフォーメーション）」の活用に関する科目
- ・大規模災害時の対応（災害廃棄物処理を含む）等に関する科目
- ・その他、循環経済の推進及び先進技術導入等に関する科目

③開催日時等

契約締結後、県と協議の上決定する（講義時間6時間程度）。

(3) (1) 及び (2) に係る共通事項

①開催方法

会場開催を基本とする。

②受講者の募集

対象者に開催通知を送付することにより受講者を募集する。応募のあった事業者については、原則として全員受講できるよう配慮し、受講希望者が多数の場合は県と協議を行うこととする。

③広報・周知に係る業務

- ・開催予定日の1か月前までに、参加者募集に係る通知、ホームページによる周知に努めること。
- ・参加申込みは、電話、ファクシミリ、メール等で受け付けし、受付窓口を設置すること。
- ・申込者リストを作成し、県に提出すること。

④開催前に係る業務

- ・企画・運営及び講師選定（各科目の講習内容に関する知識技能を有する講師経験者）については事前に県と協議すること。
- ・使用する資料及び教材等は講師等と相談の上準備すること。

⑤開催当日に係る業務

- ・参加者受付、司会進行、講師対応等、運営に係る業務の全てを行うこと。
- ・業務責任者を設定し、講師と協力の上、適切に運営すること。

⑥開催後に係る業務

- ・参加者へのアンケートを実施し、とりまとめ結果を県に提出すること。
- ・会場使用料及び講師謝金等、開催に係る全ての経費の支払事務を行うこと。

5 成果品

本業務の成果品として、次の物品を提出すること。

(1) 委託業務完了報告書

企画・運営及び講演内容等の詳細を記載すること。（受講者名簿、講習会に使用したテキスト含む）

(2) 経費内訳書

(3) アンケートとりまとめ結果

## 6 業務に要する経費等

### (1) 経費の内容

受託者は、本事業の実施に必要な経費を負担することとし、県は委託料以外の費用を負担しない。また、受託者は、本事業に要する費用負担を受講者等の第三者に求めてはならない。資料代等の実費負担についても、同様とする。

### (2) 対象となる経費

対象となる経費は、事業実施のために直接必要な経費に限る。また、受託者の運営上必要とされる恒常的な経費は、本事業の経費の対象としない。

## 7 その他

### (1) 業務責任者の配置

受託者は、当該業務を総合的に把握し、関係者等との調整を行う業務責任者として、類似業務の企画・運営に係る知識と経験を有する者を配置すること。

### (2) 個人情報の保護

受託者は、本事業を実施する上で、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例43号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

### (3) 守秘義務

受託者は、本事業を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

### (4) 再委託の制限

受託者が本業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ県に対して業務委託契約書において定める方法により、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等の事項を報告し、承認を得なければならない。

### (5) 県への報告等

受託者は、事業の実施状況や進捗状況等、県の求めに応じて報告し、必要があれば書類を提出しなければならない。県は、受託者による事業の実施が当該目的に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。

### (6) その他

本仕様書に定めのない事項及び業務実施中に生じた疑義については、県と受託者双方による協議の上、決定する。